

以下の取引条件は、見積書又は注文書に記載されている製品（以下、「本製品」といいます）に関するエクセリタスノーブルライトジャパン株式会社（以下、「エクセリタス」といいます）の見積及びお客様からの注文の全てに適用され、その一部を構成します。エクセリタスによる注文の承諾は、本取引条件並びにこれに付随する文書及びエクセリタスの権限がある者が署名した現在の又はこれに続く注文書に対してのみなされるものです（以下、かかる注文の承諾により成立する売買を「売買契約」といいます）。お客様から提示された取引条件については、エクセリタスが書面によりかかる取引条件に同意しない限り、売買契約の内容とはならず、売買契約は本取引条件に基づき有効に成立します。

## 1. 本製品の価格

- a. 本製品の価格（以下、「契約金額」といいます）及び支払時期は見積書又は注文書に記載されます。契約金額には、別途エクセリタスが明示している場合を除き、売買契約成立時に適用されるいかなる種類の税金も含まれません。支払期日に支払いがなされなかった場合、年率14%の遅延利息が発生します（365日の日割り計算による）。
- b. エクセリタスは、納品前にいつでもお客様に通知することにより、製品の材料費またはその他の製造費、輸送費、税金、税関、課徴金及びその他の公的または管理上の義務の大幅な増加を反映するために契約価格を引き上げることができるものとします。お客様は、エクセリタスから契約価格の改定通知を受け取ってから14日以内に契約価格の引き上げを確認するものとします。お客様が契約価格の引き上げを確認しない場合、エクセリタスはお客様に書面で通知することにより売買契約を終了することができるものとします。

## 2. 引渡し

- a. 引渡し 引渡し日として記載された日付は、あくまでも予定日付であり、エクセリタスはいかなる理由であれ本製品の引渡しの遅延について責任を負いません。エクセリタスの責に起因しない事由以外の事由又はお客様の責に帰すべき事由以外の事由により本製品の引渡しが行われなかった場合で、かつそれ故にエクセリタスがお客様に対し責任を負わなければならない場合であっても、エクセリタスの責任は、引渡しが行われなかった製品と同種の製品を調達するためにお客様が要したコストと本製品の価格との差額をその限度とします。
- b. 受領 本製品は、お客様が指定した場所に到着してから7営業日以内に本製品の受領を拒絶しない限り、適法に引渡しが行われたものとみなされます。数量不足、製品の破損、又は視認可能な瑕疵についての主張は、かかる5営業日以内に行う必要があります。
- c. 所有権 本製品の所有権及び危険負担は、該当する本製品の売買価格全額についてエクセリタスが決済を受けた時点で、お客様に移転します。
- d. 仕様及びパフォーマンス 供給される本製品は、お客様に対して提示された仕様と実質的に合致していなければなりません。その数値の上下について合理的な範囲での変動は許容されます。エクセリタスは、明確に仕様として定められた以外のいかなるものによって与えられたパフォーマンス上の数値に対しても責任を負いません。

## 3. 限定的保証及び免責

- a. エクセリタスは、お客様が本製品を受領した日から6カ月間（以下、「保証期間」といいます）に限り、本製品が製造上及び材質上の瑕疵がなく、適用される仕様と合致していることについて、保証します。この保証は、本製品を直接購入されたお客様のみ適用されます。
- b. この第3項の保証に違反した場合で、かつお客様がエクセリタスに対して保証期間中に書面によりその旨通知した場合に限り、エクセリタスは本製品（又はその該当部品）を無償で修理若しくは交換し、又はエクセリタスの裁量により本製品の価格をお客様に返金致します。エクセリタスは、本製品の不適合性の有無について、検査を要求することができます。
- c. 上記第3.a項の保証は、商品性及び特定目的適合性に関する黙示の保証を含む、明示又は黙示の他の全ての保証責任及び契約不適合責任に代わるものとして提供され、エクセリタスは第3.a項以外のいかなる責任も負いません。上記の保証、制限、救済の条項に対する変更及び追加は、エクセリタス及びお客様が署名した書面に

よる合意に明示されない限り、無効です。

## 4. 責任の制限

エクセリタスの過失又は詐欺的な虚偽表示による生命又は身体に対する損害を除いて、(1)エクセリタスは、いかなる理由であれ、本製品の供給又はお客様による本製品の譲渡先での使用に起因又は関連して発生した逸失利益、間接損害、特別損害、派生的損失若しくは損害、又は派生的な賠償に関するコスト、費用若しくはその他の請求について、お客様に対して何らの責任を負わず（但し、本取引条件に明示されている場合を除きます）、(2)この売買契約に起因又は関連して発生するエクセリタスのお客様に対する責任は、過失、契約違反、その他の法律上の原因による場合であれ、当該欠陥のあった製品の売買価格（貴金属の価格が含まれている場合には、かかる価格は控除されます）が限度となります。

## 5. 使用上の注意の説明等

- a. エクセリタスは、お客様に対し、必要な場合、本製品の使用及び取扱い上の警告、注意、指示等（以下、「注意事項等」といいます）を口頭又は文書で行いお客様はこれに従うことに同意します。
- b. お客様が本製品を第三者に譲渡又は使用させようとする場合には、お客様は、当該第三者に対して前項に従って注意事項等を説明し、かつ当該第三者に注意事項等を遵守する義務を課さなければなりません。

## 6. 事故時の通知、協力等

第三者が本製品に起因して財産上若しくは身体上の損害を受けた場合、又は第三者との間で紛争が生じた場合（これには、不満や警告文書を受領したことを含むがこれらに限られません）には、お客様はかかる事態を直ちにエクセリタスに通知することに同意します。

## 7. 機密保持

お客様とエクセリタスは、この売買契約の履行により取得し得る相手方に関する情報を秘密に保持し、かかる情報をいかなる第三者にも開示又は漏洩してはなりません。

## 8. 契約上の地位移転の禁止等

お客様及びエクセリタスは、相手方の書面による同意がない限り、この売買契約の契約上の地位、権利又は義務を第三者に譲渡又は移転することはできません。

## 9. 期限の利益喪失

- a. 以下の事由の一つにでもお客様が該当する場合、エクセリタスは本契約上のお客様の義務について、その期限を喪失せしめ、何らの通知をすることなく残存する全ての支払義務について直ちに支払いを請求することができます。
- b. お客様が、この売買契約又はエクセリタスとお客様との間のその他の契約に違反した場合で、かつエクセリタスから是正を求める通知において指定された合理的期間内には正しなかったとき
- c. お客様が自ら、又はお客様に対し破産、民事再生、会社更生等の申立てがされたとき、又はお客様において特別清算の手続きが開始されたとき
- d. お客様又はその資産が、強制執行、競売申立て、保全命令又は滞納処分の対象となったとき
- e. お客様が、合併以外の理由で解散の決議をしたとき
- f. エクセリタスがお客様の事業活動の継続が困難と判断したとき
- g. 上記のうち一つの事項にお客様が該当する場合、エクセリタスは何らの通知をすることなく、この売買契約の全部又は一部を解除することができます。

## 10. 準拠法、仲裁及び仲裁地

売買契約は、抵触法を除き、日本法のみ準拠して解釈されます。この売買契約から生じる当事者間のいかなる紛争も、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。